

議題1

愛媛県認知症施策推進計画の体系について



令和8年2月9日

現在の認知症施策の位置づけについて

高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(6~8年度) 施策の体系

1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり 1-1 健康寿命の延伸への取組 1 健康づくりの取組の推進 2 地域保健体制の整備 1-2 社会参加の促進と生きがいがづくり 1 社会参加の促進と就業支援 2 生きがいがづくりの推進	3 高齢者が安全に、安心して暮らせる社会づくり 3-1 高齢者の住まいの確保 1 高齢者の住まいの確保・充実 2 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等 3 在宅介護支援センター 4 有料老人ホーム 3-2 安全な暮らしの確保 1 犯罪等被害の防止・交通事故対策 2 自然災害への対策 3 感染症への対策 4 人にやさしいまちづくりの推進 3-3 高齢者の権利擁護の取組 1 高齢者虐待の防止 2 成年後見制度・権利擁護事業の充実 3 介護サービス事業所等への助言・指導
2 高齢者の自立した生活のために、地域で共に支え合う社会づくり 2-1 地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進 1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進 2 地域包括ケアシステムの深化・推進 2-2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 1 介護予防・生活支援体制整備の推進 2 地域包括支援センターの機能強化 3 地域ケア会議の推進 2-3 在宅医療・介護連携の推進 1 医療・介護提供体制の構築 2 医療と介護の連携強化 3 在宅医療・介護連携推進事業への支援 4 リハビリテーションの推進 2-4 認知症高齢者への支援 1 普及啓発・本人発信支援 2 予防 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 2-5 高齢者への生活支援の推進 1 生活支援 2 NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働 3 生活困窮者等への支援	4 介護保険制度を支える仕組みづくり 4-1 介護サービス提供体制の充実及び質の向上 1 介護基盤等の整備・充実 2 介護サービスの質の向上 4-2 介護人材の確保・資質の向上、生産性の向上 1 介護人材確保の取組 2 介護現場の生産性の向上 3 多様な専門職の確保等 4 在宅介護を担う家族等への支援 4-3 保険者機能の強化(市町への支援) 1 保険者機能の強化について 2 取組方針 4-4 公平で適正な介護給付の推進(第6期介護給付適正化計画) 1 介護給付適正化計画の趣旨 2 現状と課題 3 第6期介護給付適正化計画期間における取組 4 県による取組 4-5 介護サービス利用者等に対する支援 1 関係機関が連携した苦情処理体制等の強化 2 介護サービス相談員の資質向上 3 低所得者対策の一層の充実 4 共生型サービスの推進等(障害福祉サービスとの連携)

2

県認知症施策推進計画の構成・施策体系(案)

2-4 認知症高齢者への支援

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

2-4 認知症の人と家族等にやさしい地域づくりの推進<仮題> (第1期愛媛県認知症施策推進計画)

高齢者保健福祉計画に沿って
変更の可能性有り

【計画の基本的事項】・・・計画策定に向けてを記載

- 1 認知症の人に関する県民の理解の増進等
- 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 6 相談体制の整備等
- 7 認知症への備えと健康づくり等
- 8 研究等の情報収集・提供等

高齢者保健福祉計画と
整合性を取りながら作成

- ・計画の趣旨
- ・計画の位置付け
- ・計画の基本理念
- ・計画の重点目標
- ・計画期間
- ・計画の進行管理
- ・目指すべき方向性
等を記載

3

国の基本計画と県認知症施策推進計画の構成・施策体系(案)

認知症施策基本計画		第1期愛媛県認知症施策推進計画		
(国・地方公共団体)	1	認知症の人に関する国民の理解の増進等	1	認知症の人に関する 県民 の理解の増進等
	2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
	3	認知症の人の社会参加の機会の確保等	3	認知症の人の社会参加の機会の確保等
	4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
	5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
	6	相談体制の整備等	6	相談体制の整備等
	7	研究等の推進等	7	認知症への備えと健康づくり等
	8	認知症の予防等	8	研究等の情報収集・提供等
(国)	9	認知症施策の策定に必要な調査の実施		
	10	多様な主体の連携		
	11	地方公共団体に対する支援		
	12	国際協力		

国の基本計画で地方公共団体での取組とされている部分を県計画の構成体系に(国:基本計画6ページ)

【計画の基本的事項】

○計画策定の趣旨(仮)

急速な高齢化の進行に伴い、認知症の人が増加する中、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国において、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5年法律第65号)(以下「基本法」という。)が施行され、続いて、同年12月に「認知症施策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

県においても、誰もが認知症になり得ることを前提に県民が我がこととして認知症について考え、「新しい認知症観」への理解を深めることができるよう、認知症の人や家族等とともに「愛媛県認知症施策推進計画」(以下「県計画」という。)を策定し、認知症施策を総合的かつ計画的に実施していくことにより、県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。)の実現を推進することを目的とします。

○計画の位置付け

県計画は、基本法第12条に基づき、基本計画を基本とし、本県の実情に即した認知症施策を推進するために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画と一体的に策定します。

(一体的に策定:基本計画P26)

【計画の基本的事項】

○計画の基本理念(仮)

認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現

基本法・基本計画を基に
認知症の人や家族・関係者等の
意見も聴きながら策定

○計画の重点目標(仮)

【重点目標1】

「新しい認知症観」の理解促進

【重点目標2】

認知症の人の生活においてその意思が尊重されていること

【重点目標3】

認知症の人を含めた県民一人ひとりが安心安全に希望を持って暮らせる地域づくり

【重点目標4】

認知症への備えと健康づくり

(重点目標参考:基本計画P21)

6

【計画の基本的事項】

○計画期間・計画の進行管理

令和9年度～令和11年度(3年間)

県計画の期間は、「愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の検討時期と合わせ、計画の進行、見直し等の管理を行う。進行管理や見直しに際しては、認知症の人や家族等の意見を十分に聴くよう努めるものとする。

※ 国は基本法第11条第6項の規定に基づき、認知症に関する状況の変化を勘案し、及び認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更する。

※ 地方公共団体においても、国が策定する基本計画の変更内容を勘案し、基本法第12条第6項(基本法第13条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、必要があると認めるときには、都道府県計画又は市町村計画を変更するよう努める。

(期間:基本計画P4、P28)

7

国の体系項目に記載されている 目指す目標と基本的施策の抜粋

【本人・家族・関係者等の声】

※現在聴き取っている声を記載



今後、これを基に、**県で本文素案**を作成



本人や家族・関係者に素案の段階で読んでもらい、ご意見をいただくことを想定

8

①認知症の人に関する県民の理解の増進等

【基本計画】

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権及びその尊重についての理解を推進する。その上で、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が発信することにより、国民一人一人が認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めること

- (1)学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
- (2)社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
- (3)認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開

【本人・家族・関係者等の声】

- (2)企業を対象とした調査で、メンタルヘルスに興味を持っている企業でも若年性認知症について関係ないと回答する企業が多かったため、企業に向けて啓発する必要がある。(推進会議)
- (2)以前は、認知症の診断が出ると解雇される心配があるという話もあったが、最近は、面倒見の良い事業主が増えている印象である。(WG)
- (3)啓発方法として、最近では新聞を購読していない世帯も増えているので SNSやメディアの活用が有効ではないか。(WG)
- (3)フォーラム等は、興味があっても遠方で参加できないこともあるので、Webで視聴できるようにしてほしい。(WG)
- (3)認知症の普及啓発では何を啓発するのが大切。やっているつもりでも浸透してきていないのであればどのように啓発し、どのように取り組んでいくのか知恵が色々出てくるとよい。(推進会議)
- (3)認知症のイメージが、従来は暗く重いものだったが、今は自分事として考えている人が増加しているように思う。本人発信により、「新しい認知症観」を伝え、イメージを変えることが重要。(WG)
- (3)認知症の人はかわいそうなのか。かわいそうは、あいさつみたいなものだから気にしないようにしているという考えもあれば、やっぱりかわいそうだという思いもある(家族)

9

②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

【基本計画】

認知症の人の声を聴きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの(ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁)を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくこと

- (1)認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等
- (2)移動のための交通手段の確保
- (3)交通の安全の確保
- (4)認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの開発・普及の促進
- (5)事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定
- (6)民間における自主的な取組の促進

【主な本人・家族・関係者等の声】

- (1)行方不明は、家族が届けて探すほかに、警察が保護した後、時間がたっても身元が分からず困る案件が発生している。地域とのつながりが影響してくるので、別の形で考えていかなければならない。(推進会議)
- (2)(3)運転免許証の返納について、高齢者は返納したらタクシーチケットなどの特典があるが、若年性認知症など病気で返納せざるを得なくなった人については、何も支援がない(本人・家族)

10

③認知症の人の社会参加の機会の確保等

【基本計画】

認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望をもって暮らすことができるようにすること

- (1)認知症の人自らの経験等の共有機会の確保
- (2)認知症の人の社会参加の機会の確保
- (3)多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

【本人・家族・関係者等の声】

- (1)忘れても別にいいと思っている。覚えている人に聞けばいい、忘れても明日にはさらにいいことがある(本人)
- (1)交流会に来て、同じ立場の人達と会えるだけで元気をもらえる。(本人・家族)
- (1)診断を受けて間もないので、いろいろな方と交流できてほっとした。(本人・家族)
- (1)(2)(3)仕事が楽しい(B型就労支援事業所)
- (2)自分自身まだまだやれることがあるんだと実感できる。(本人)
- (2)認知症であることをオープンにできる場合は自分たちも気持ち的に楽になれると思う。認知症と分かたら近隣の周りの人に知ってもらって当事者が不自由なく今の生活を続けるのが理想だと思う。しかし、生活圈から少し離れたところの活動に参加する方がむしろ気楽に参加できると感じている方もいる。(WG)
- (3)企業を対象とした調査で、メンタルヘルスに興味を持っている企業でも若年性認知症について関係ないと回答する企業が多かったため、企業に向けて啓発する必要がある。(推進会議) ※再掲①(2)
- (3)以前は、認知症の診断が出ると解雇される心配があるという話もあったが、最近では、面倒見の良い事業主が増えている印象である。(WG) ※再掲①(2)
- (3)雇用に関する相談については若年性認知症コーディネーターにも繋いでほしい。(WG)

11

④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

【基本計画】

認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ること

- (1) 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定
- (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進
- (3) 消費生活における被害を防止するための啓発
- (4) その他

【本人・家族・関係者等の声】

- (1) 本人の意思決定支援では、色々な選択肢について正しく情報提供することを意識し啓発していく必要がある。(推進会議)
- (3) 財産管理の面について、お金の相談が結構あるので、講座等でも金融機関側から情報提供をしてもらえるとよい(WG)
- (3) 認知機能が低下した方のお金の問題は非常に大きい。(推進会議)
- (4) 権利擁護の観点から地域連携ネットワークを構築していくうえで、金融機関との連携について考えている。(推進会議)

12

⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

【基本計画】

認知症の人が、居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進めること

- (1) 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備
- (2) 保健医療福祉の有機的な連携の確保
- (3) 人材の確保、養成、資質向上

【本人・家族・関係者等の声】

- (1) 認知症に対する抗体薬が開発されており、医療従事者サイドでは、問い合わせや治療施設への紹介等が増加している(WG)
- (2) 介護をしながら働くのは時間の問題で難しく、金銭的に厳しい(家族)
- (2) 行方不明は、家族が届けて探すほかに、警察が保護した後、時間がたっても身元が分からず困る案件が発生している。地域とのつながりが影響してくるので、別の形で考えていかなければならない。(推進会議)※再掲(②(1))
- (2) 各市町に配置されている認知症地域支援推進員の活動を見える化してはどうか。(推進会議)

13

⑥相談体制の整備等

【基本計画】

認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながるができるように、相談体制を整備し、地域づくりを推進していくこと

- (1) 個々の認知症の人や家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備
- (2) 認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言

【本人・家族・関係者等の声】

- (1)(2) 困っているときに、資源の活用法や家族との向き合い方など、助言ができるような資材があれば、本当に困っている人のヒントになり、聞いてくれる人の心に残りやすいのではないかと。(推進会議)
- (1)(2) 雇用に関する相談については若年性認知症コーディネーターにも繋いでほしい。※再掲③(3)
- (1)(2) 認知症の本人だけでなく、家族にも目を向け、本人・家族をともに当事者として両輪で取り組んでほしい。(WG)
- (2) 各市町に配置されている認知症地域支援推進員の活動を見える化してはどうか。(推進会議)
※再掲⑤(2)

14

⑦認知症への備えと健康づくり等【認知症の予防等】

【基本計画】

認知症の人を含む全ての国民が、その人の希望に応じて、「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにすること、また、認知症及び軽度の認知機能の障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながるができるようにすること

- (1) 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- (2) 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供

【本人・家族・関係者等の声】

- (2) MCIの啓発に関する県民公開講座等は、新しい試みだと思う。(推進会議)

15

⑧研究等の情報収集・提供等【研究等の推進等】

共生社会の実現に資する認知症の研究を推進し、認知症の人を始めとする国民がその成果を享受できるようにすること

- (1) 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- (2) 社会参加のあり方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用
- (3) 官民連携、全国規模調査の推進、治験実施の環境整備、認知症の人及び家族等の参加促進、成果実用化環境整備、情報の蓄積・管理・活用の基盤整備

【本人・家族・関係者等の声】

16

県認知症施策推進計画策定スケジュール(案)

○第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に組み込む形で
県認知症施策推進計画(仮称)を策定予定

	認知症施策推進会議・WG	高齢者保健福祉計画等推進委員会
令和7年度	R7第1回認知症施策推進会議(R7.8) ・認知症施策推進計画の基礎となるべき目標の数値把握(①県民意識調査の結果報告) ・認知症施策推進計画等の基礎となるべき目標の数値把握(②専門職意識調査(案)の内容審議)	R7高齢者保健福祉計画等推進委員会(R7.11) ・第9期高齢者保健福祉計画等の進捗状況の報告(認知症施策部分を含む)
	R7第2回認知症施策推進会議(R8.2) ・認知症施策推進計画等の基礎となるべき目標の数値把握 (②専門職意識調査(案)の結果報告) ・認知症の本人や家族等からの意見聴取内容報告 ・認知症施策推進計画の構成・施策体系及び政策目標と施策の目指す方向を審議	
	・①県民意識調査(2回目) ・②認知症に関わる専門職意識調査 (R8.3～R8.5 実施予定)	

17

県認知症施策推進計画策定スケジュール(案)

	認知症施策推進会議・WG	高齢者保健福祉計画等推進委員会
令和8年度	認知症の人や家族・関係者と素案(仮)について意見交換	R8高齢者保健福祉計画等推進委員会 (R8.9予定) ・第9期高齢者保健福祉計画等の進捗状況の報告(認知症施策部分を含む) ・第10期高齢者保健福祉計画等の策定(スケジュール等)について
	R8第1回認知症施策推進会議 (R8.10予定) ・認知症施策推進計画の本文素案の審議	R8第2回高齢者保健福祉計画等推進委員会 (R8.12予定) ・第10期高齢者保健福祉計画等の構成・施策体系・政策目標・施策の目指す方向等(本文素案)の審議
	R8第2回認知症施策推進会議 (R9.1予定) ・認知症施策推進計画を含む第10期高齢者保健福祉計画本文(案)を報告	R8第3回高齢者保健福祉計画等推進委員会 (R9.2予定) ・第10期高齢者保健福祉計画等(案)の審議
	パブリックコメント (R9.2～3予定) 認知症施策推進計画を含む第10期高齢者保健福祉計画等(案)	
	第10期高齢者保健福祉計画(認知症施策推進計画)公表 (R9～R11) R9.3予定	

18

「認知症に関する専門職の意識調査」(案)について

1.調査目的

今後、愛媛県認知症施策推進計画を策定するにあたり、計画をより充実させたものにするために先に実施した、県民の意識調査との比較をするために実施

2.調査方法等

- ・調査時期: 令和8年3月～令和8年5月末頃までの実施を予定
- ・調査方法: **県ホームページにて広く周知**
専門職団体へは会員に対し積極的な回答をお願いしていただく周知協力についての依頼文書をメール等で送付
想定案: 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会
リハビリテーション専門職協会、介護支援専門員協会、
社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会 等
Web上(愛媛県てのひら県庁)
インターネットを利用したアンケート調査
- ・調査内容: 県民の意識調査(2回目)と同じ内容を主に専門職向けの項目を追加

19